



平成 27 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 日 特 建 設 株 式 会 社
 代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
 コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
 問 合 せ 先 常務執行役員経営戦略本部副本部長
 川口 利一
 (電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

株式会社エーエヌホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社エーエヌホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け後も当社株式は上場が維持される方針であることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後においても、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における上場は維持される予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社エーエヌホールディングス
(2) 所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 古野 金廣
(4) 事 業 内 容	他の会社の株式または持分の取得及び保有
(5) 資 本 金	100 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 25 年 10 月 15 日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社麻生（保有割合 100%） 福岡県飯塚市芳雄町 7 番 18 号 代表取締役社長 麻生 巖
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式 11,073,800 株（株式所有割合（注 1）26.01%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としております。
人 的 関 係	公開買付者の取締役及び公開買付者の完全親会社である株式会社麻生の代表取締役社長（麻生巖氏）は当社の取締役を兼務しております。
取 引 関 係	当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき重要な取引関係はありません。また、当社と公開買付者との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者及び株式会社麻生の持分法適用関連会社であるため、当社は公開買付者の関連当事者に該当いたします。

(注 1) 株式所有割合とは、当社が平成 27 年 2 月 6 日に公表した平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本

基準] (連結) (以下「平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (43,919,291 株) から、平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在当社が所有する当社株式に係る自己株式数 (1,348,348 株) を控除した株式数 (42,570,943 株) に対する割合 (小数点以下第三位四捨五入) をいいます。以下、株式所有割合について同じとします。

2. 買付け等の価格

当社株式 1 株につき、590 円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、後記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、後記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している当社株式 11,073,800 株 (株式所有割合 26.01%) を所有しているとのことです。公開買付者及び公開買付者の完全親会社である株式会社麻生 (以下「麻生」といいます。また、公開買付者及び麻生並びに麻生の子会社・関係会社を含むグループ全体を総称して、以下「麻生グループ」といいます。) と当社は、平成 25 年 11 月 13 日に資本関係を有して以降、双方の経営方針への理解や協力体制を築くなど協力関係を構築するに至っております。また、当社は平成 26 年度を初年度とする中期経営計画を策定し、海外工事業への進出や国内の営業強化等の施策を掲げており、この度、公開買付者は、平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、麻生グループの九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、当社の中期経営計画達成に向け、麻生グループによる海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、当社と麻生グループ (以下「両社」といいます。) の関係を更に深化させることを目的として、本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

本公開買付けは、両社の関係を更に深化させることを目的とする一方、公開買付者は現状の当社の経営を尊重する方針であるため、株式所有割合 10.10%に相当する当社株式 4,297,952 株の取得を企図していることから、買付予定数の上限を 4,297,952 株に設定しているとのことです。本公開買付けにより当該 4,297,952 株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式 (15,371,752 株) の株式所有割合は 36.11%です。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の上限 (4,297,952 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (4,297,952 株) 以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

麻生グループは、明治5年に創業者である麻生太吉が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、時代と共にさまざまな分野に事業領域を拡大してきたとのことです。現在ではセメント及び生コンクリート製造販売事業、民間病院（飯塚病院）を核とした健康・医療・福祉関連事業、総合専門学校を中心とする教育人材関連事業、人材派遣関連事業、コンピュータ・ソフト開発関連事業、建設・商社関連事業、地域開発関連事業、環境関連事業など幅広い分野に事業展開し、グループ各社71社を傘下に持つ企業グループに成長したとのことです。なお、公開買付者は平成25年10月15日に当社株式（10,000,000株）の取得を目的として、麻生の出資（出資比率：100%）により設立されたとのことです。

一方、当社は昭和22年にダムの地質調査と基礎処理工事を事業として創業し、昭和47年に、現社名への変更、技術革新時代に対応した法面工事、地盤改良工事等を得意とする総合基礎工事会社への事業変遷を経ています。平成20年度に策定した中期経営計画 Step I より「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」を経営理念とし事業に取り組んでおります。平成23年3月の東日本大震災を契機に地盤の揺れによる液状化及び地盤変状や防災対策の重要性が大きく注目されるようになりました。当社は、地盤改良工事、災害復旧工事や防災工事などの基礎工事分野の総合技術力を保有し、安全・安心な国土造りにおいて、当社の技術力の存在意義が高まってきていると考えております。また、国内公共事業の縮小を背景に、海外での新たな市場の開拓に向けて、平成24年9月にはジャカルタ駐在員事務所を開設し、経済発展に伴い投資意欲が見込まれる東南アジア等への海外進出に着手するなど、新たな市場の開拓についても積極的に行いながら、将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略と組織の構築を進めています。なお、当社は、昭和58年12月に、東京証券取引所市場第二部に上場し、昭和60年9月には、東京証券取引所市場第一部に上場し、現在に至っております。

両社の関係は、平成25年11月13日に麻生グループのセメント事業や建設事業と当社の事業との間で、建設資材等の納入機会の増加や両社の供給及び調達の安定化など事業上のシナジーの可能性が見込まれることから、公開買付者を通じて、麻生グループが株式会社不動産テトラより当社株式一株当たり400円で、市場外取引により取得し、資本関係が開始しました（当該時点において、公開買付者は当社株式10,000,000株（当時の当社における発行済株式総数43,919,291株に対する割合22.77%）を保有）。当該株式取得により当社は麻生及び公開買付者の持分法適用関連会社となり、公開買付者はその後、同月中に市場内において、追加で当社株式（1,073,800株）を取得し、計11,073,800株（当時の当社における発行済株式総数43,919,291株に対する割合25.21%）を保有しているとのことです。以降、本日まで、当社株式の追加取得はしていないとのことです。また、公開買付者から当社へ役員1名を派遣し、双方の経営方針への理解や営業におけるサポート、アドバイスなど、両社にて生産的、友好的関係を構築するに至っております。

上記協力体制の中、両社は、国内建設業界において、東日本大震災の復興工事に加え東京オリンピック関連工事などにより引き続き堅調な受注環境が予想されているものの、技能工の不足や資機材の高騰による工事コストの上昇傾向への懸念や我が国の少子高齢化や財政状況を踏まえると中長期的には国内建設市場は縮小し、当社を含む建設業界を取り巻く環境は楽観視できる状況ではないとの認識を共有しています。かかる認識のもと、当社は平成26年5月に平成26年度を初年度とする中期経営計画【Step III】（平成26年度～平成28年度）を策定し、効率的な収益確保と将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略・組織を構築することを掲げています。具体的には、中期経営計画達成に向け、法面工事及び地盤改良工事の受注高増加、補修工事の営業強化及び海外工事業への進出等に取り組んでおります。

当社による将来の「建設市場の変化」を見据えた事業戦略に基づいた中期経営計画への取り組みは、東日本大震災の復興の加速や国土強靱化政策もあり建設市場は堅調に推移すると予測されるものの、わが国の少子高齢化や財政状況を踏まえると長期的には国内の建設市場は縮小し、その内容も大きく変わるとの予想を背景としており、麻生グループが掲げる少子高齢化、国際化、情報化等これまでと違った時代背景の中、長期的な視野で時代の変革に対応できる社会システムを目指す「社会システム変革への貢献」への取り組みとも方向性を一にするものであり、当社が中期経営計画を達成し、企業価値の向上

を実現することによって、麻生グループにとってのビジネス機会の創出も含めた多様なシナジー効果が生まれ、麻生グループの企業価値向上にも資するとのことで、麻生グループによる当社の海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、より関係を深化させることを目的とし、36.11%まで株式所有割合を増加させるべく、平成26年12月に申し入れがあり、平成27年1月下旬に検討する旨の回答をし、具体的な協議を開始し、複数回協議を重ねてまいりました。その結果、両社の資本関係を深化することにより、更なる協力体制の構築が可能となり両社の企業価値の持続的な発展に繋げることができる、つまりは麻生グループの有する九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、当社が中期経営計画の目標の一つとして掲げている国内公共事業の縮小を背景とした海外での新たな市場の開拓に向けた海外工事業への進出や九州地区を中心に国内営業強化施策等の達成に向け、麻生グループによる情報提供やアドバイス、営業支援を受けること、また当社の将来を担う若い従業員や技術者の人材育成において、教育人材関連事業で蓄積した麻生グループのノウハウの提供を受けることにより、当社従業員のスキルアップを通じ、仕事へのやりがいや達成感を得ることで満足度を高め、若い従業員や技術者の定着率をより高めることで、当社の持続的な成長が見込めるとの判断に至りました。麻生グループにとっても、当社が更なる成長をすることにより、収益力を拡大することに繋がることから、公開買付者が当社株式の所有割合を高め、資本関係を深化させることが有益であるとの判断に至ったとのことです。

なお、本日現在、当社には取締役8名、監査役3名がおり、うち取締役1名は公開買付者の取締役を兼任していますが、公開買付者は、本公開買付け後の役員の変更は予定していないとのことです。また、当社の経営方針については、現状の当社の経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、麻生グループによる当社の海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援、従業員の人材育成に関するノウハウの提供を通じた企業価値向上に関する具体的な取り組みの合意に向け、今後公開買付者との協議・検討を行うことを予定しています。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、当社、公開買付者及び麻生から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言及び法律意見を踏まえたうえで、平成27年3月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨を決議しました。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることから、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議しました。

なお、当社の意思決定の過程に係る詳細については、後記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」「②本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付価格については、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場は維持される方針であることから、当社は、本公開買付価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保することを決議しております。そのため、当社は本公開買付けにあたり第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を4,297,952株（株式所有割合10.10%）として設定しており、本公開買付け成立後、

公開買付者が保有する当社株式の数は最大で 15,371,752 株（株式所有割合 36.11%）であることから、当社株式の上場は維持される見込みです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、株式所有割合 10.10%に相当する当社株式 4,297,952 株を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けによって合計で株式所有割合 36.11%に相当する当社株式 15,371,752 株の取得に至らない場合において、本公開買付けの終了後、公開買付者が当社の株券等を追加的に買い付けるか否かは現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定とのことです。

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び公開買付者は、公開買付者が当社株式 11,073,800 株（株式所有割合 26.01%）を所有しており、当社が麻生及び公開買付者の持分法適用関連会社となっている状況、並びに、当社の社外取締役である麻生巖氏が、公開買付者の取締役及び麻生の代表取締役社長を務めていること等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社、公開買付者及び麻生から独立した第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は当社、公開買付者及び麻生の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及び DCF 分析の各手法を用いて当社の価値評価分析を行い、公開買付者は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から平成 27 年 3 月 27 日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された当社株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	: 518 円～527 円
類似企業比較分析	: 522 円～587 円
DCF 分析	: 520 円～758 円

市場株価分析では、平成 27 年 3 月 26 日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における直近 1 ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値 518 円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近 3 ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値 527 円及び直近 6 ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値 526 円を基に、当社株式 1 株当たりの価値の範囲を 518 円から 527 円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 522 円から 587 円までと分析しているとのことです。

DCF 分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成 27 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式 1 株当たりの価

値の範囲を 520 円から 758 円までと分析しているとのことです。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は上記の算定において、平成 27 年 3 月 30 日に当社が公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されている平成 27 年 3 月期の通期業績予想の修正による影響を考慮したうえで、評価を行っているとのことです。かかる通期業績予想の修正に関する内容については、当社公表の「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。当該業績予想の修正は本公開買付けに関連して又は本公開買付けを意図して行われたものではありません。当社は、同年 1 月 30 日付「固定資産売却方針の決定に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」の開示時点では未定であった固定資産の譲渡価額が決定し、減損損失として特別損失に計上する額が修正される見込みとなったことから改めて業績予想の修正を行ったものであり、当該業績予想の修正は本公開買付けとは無関係です。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の直近 6 ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、当社が平成 27 年 3 月 30 日に公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」の記載内容を勘案した上で、最終的に平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 590 円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 590 円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 27 年 3 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引終値 492 円に対して 19.9%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去 1 ヶ月間（平成 27 年 3 月 2 日から平成 27 年 3 月 27 日まで）の取引成立日の終値の単純平均値 515 円に対して 14.6%、過去 3 ヶ月間（平成 26 年 12 月 29 日から平成 27 年 3 月 27 日まで）の取引成立日の終値の単純平均値 527 円に対して 12.0%及び過去 6 ヶ月間（平成 26 年 9 月 29 日から平成 27 年 3 月 27 日まで）の取引成立日の終値の単純平均値 525 円に対して 12.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

また、公開買付者は、平成 25 年 11 月 15 日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書記載のとおり、平成 25 年 11 月 8 日に市場外取引により、当社株式 10,000,000 株を、当社株主との交渉の結果、当社株式 1 株当たり 400 円で取得しているとのことです。この際の取得価格は、当該当社株主との交渉の結果、決定されたものとのことです。本公開買付価格（590 円）と当該取得価格（400 円）の間には 190 円の差異が生じております。これは、当該株式取得時点以降の当社株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には当社株主による本公開買付けへの応募を促すためのプレミアムが付されているためとのことです。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、公開買付者及び麻生から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程について必要な法的助言を受けるとともに、法律意見書を取得しております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、麻生巖氏を除く当社取締役 7 名（うち 1 名は社外取締役）の全員一致により、上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社は、本公開買付価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の社外取締役である麻生巖氏は、公開買付者の取締役及び麻生の代表取締役社長を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には

参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。

また、上記取締役会には当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員が出席し、いずれも、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を述べるとともに、当社は、本公開買付けの妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 当社における本公開買付けの適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、34営業日としているとのことです。このように、公開買付者は、公開買付け期間を比較的長期に設定していることから、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を提供するとともに、公開買付け以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、当社と公開買付者とは、公開買付け以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付け以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付け期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」「②本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 決算短信の開示予定

当社の直近の事業年度（平成27年3月期）は平成27年3月31日の経過をもって終了いたしますが、当社は、公開買付け期間内である平成27年5月8日（金）に平成27年3月期決算短信を公表する予定です。

10. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した別紙「日特建設株式会社普通株式（証券コード1929）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(添付資料)

平成 27 年 3 月 30 日付「日特建設株式会社普通株式（証券コード 1929）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 27 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社エーエヌホールディングス
代表者名 代表取締役社長 古 野 金 廣

日特建設株式会社普通株式（証券コード 1929）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社エーエヌホールディングス（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成27年3月30日開催の取締役会において、下記のとおり、日特建設株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式 11,073,800 株（株式所有割合（注）：26.01%）を所有しております。当社及び当社の完全親会社である株式会社麻生（以下「麻生」といいます。また、当社及び麻生並びに麻生の子会社・関係会社を含むグループ全体を総称して、以下「麻生グループ」といいます。）と対象者は、平成 25 年 11 月 13 日に資本関係を有して以降、双方の経営方針への理解や協力体制を築くなど協力関係を構築するに至っております。また、対象者は平成 26 年度を初年度とする中期経営計画を策定し、海外工事事業への進出や国内の営業強化等の施策を掲げており、この度、当社は、平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、麻生グループの九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、対象者の中期経営計画達成に向け、麻生グループによる海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、麻生グループと対象者（以下「両社」といいます。）の関係を更に深化させることを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（注） 株式所有割合とは、対象者が平成27年2月6日に公表した平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「平成27年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（43,919,291株）から、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在対象者が所有する対象者株式に係る自己株式数（1,348,348株）を控除した株式数（42,570,943株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、株式所有割合について同じとします。

本公開買付けは、両社の関係を更に深化させることを目的とする一方、当社は現状の対象者の経営を尊重する方針であるため、株式所有割合 10.10%に相当する対象者株式 4,297,952 株の取得を

企図していることから、買付予定数の上限を4,297,952株に設定しております。本公開買付けにより当該4,297,952株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式(15,371,752株)の株式所有割合は36.11%です。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(4,297,952株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,297,952株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が平成27年3月30日に公表した「株式会社エーエヌホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、平成27年3月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることから、対象者は本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

麻生グループは、明治5年に創業者である麻生太吉が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、時代と共にさまざまな分野に事業領域を拡大してまいりました。現在ではセメント及び生コンクリート製造販売事業、民間病院(飯塚病院)を核とした健康・医療・福祉関連事業、総合専門学校を中心とする教育人材関連事業、人材派遣関連事業、コンピュータ・ソフト開発関連事業、建設・商社関連事業、地域開発関連事業、環境関連事業など幅広い分野に事業展開し、グループ各社71社を傘下に持つ企業グループに成長しました。なお、当社は、平成25年10月15日に、対象者株式(10,000,000株)の取得を目的として、麻生の出資(出資比率100%)により設立されました。

一方、対象者は昭和22年にダムの地質調査と基礎処理工事を事業として創業し、昭和47年に、現社名への変更、技術革新時代に対応した法面工事、地盤改良工事等を得意とする総合基礎工事会社への事業変遷を経ています。平成20年度に策定した中期経営計画 Step I より「基礎工事におけ

る総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」を経営理念とし事業に取り組んでおります。平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に地盤の揺れによる液状化及び地盤変状や防災対策の重要性が大きく注目されるようになりました。対象者は、地盤改良工事、災害復旧工事や防災工事などの基礎工事分野の総合技術力を保有し、安全・安心な国土造りにおいて、対象者の技術力の存在意義が高まってきていると考えているとのことです。また、国内公共事業の縮小を背景に、海外での新たな市場の開拓に向けて、平成 24 年 9 月にはジャカルタ駐在員事務所を開設し、経済発展に伴い投資意欲が見込まれる東南アジア等への海外進出に着手するなど、新たな市場の開拓についても積極的に行いながら、将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略と組織の構築を進めています。なお、対象者は、昭和 58 年 12 月に、東京証券取引所市場第二部に上場し、昭和 60 年 9 月には、東京証券取引所市場第一部に上場し、現在に至っています。

両社の関係は、平成 25 年 11 月 13 日に麻生グループのセメント事業や建設事業と対象者の事業との間で、建設資材等の納入機会の増加や両社の供給及び調達の安定化など事業上のシナジーの可能性が見込まれることから、当社を通じて、麻生グループが株式会社不動テトラより対象者株式を一株当たり 400 円で、市場外取引により取得し、資本関係が開始しました（当該時点において、当社は対象者株式 10,000,000 株（当時の対象者における発行済株式総数 43,919,291 株に対する割合 22.77%）を保有）。当該株式取得により対象者は麻生及び当社の持分法適用関連会社となり、当社はその後、同月中に市場内において、追加で対象者株式（1,073,800 株）を取得し、計 11,073,800 株（当時の対象者における発行済株式総数 43,919,291 株に対する割合 25.21%）を保有しています。以降、本日までの間、対象者株式の追加取得はしておりません。また、当社から対象者へ役員 1 名を派遣し、双方の経営方針への理解や営業におけるサポート、アドバイスなど、両社にて生産的、友好的関係を構築するに至っております。

上記協力体制の中、両社は、国内建設業界において、東日本大震災の復興工事に加え東京オリンピック関連工事などにより引き続き堅調な受注環境が予想されているものの、技能工の不足や資機材の高騰による工事コストの上昇傾向への懸念や我が国の少子高齢化や財政状況を踏まえると中長期的には国内建設市場は縮小し、対象者を含む建設業界を取り巻く環境は楽観視できる状況ではないとの認識を共有しています。かかる認識のもと、対象者は平成 26 年 5 月に平成 26 年度を初年度とする中期経営計画【StepⅢ】（平成 26 年度～平成 28 年度）を策定し、効率的な収益確保と将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略・組織を構築することを掲げています。具体的には、中期経営計画達成に向け、法面工事及び地盤改良工事の受注高増加、補修工事の営業強化及び海外工事事業への進出等に取り組んでいるとのことです。

対象者による将来の「建設市場の変化」を見据えた事業戦略に基づいた中期経営計画への取り組みは、東日本大震災の復興の加速や国土強靱化政策もあり建設市場は堅調に推移すると予測されるものの、わが国の少子高齢化や財政状況を踏まえると長期的には国内の建設市場は縮小し、その内容も大きく変わるとの予想を背景としており、麻生グループが掲げる少子高齢化、国際化、情報化等これまでと違った時代背景の中、長期的な視野で時代の変革に対応できる社会システムを目指す「社会システム変革への貢献」への取り組みとも方向性を一にするものであり、対象者が中期経営計画を達成し、企業価値の向上を実現することによって、麻生グループにとってのビジネス機会の創出も含めた多様なシナジー効果が生まれ、麻生グループの企業価値向上にも資するため、麻生グループによる対象者の海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支

援を通じ、より関係を深化させることを目的とし、36.11%まで株式所有割合を増加させるべく、対象者へ平成26年12月に打診したところ、平成27年1月下旬に検討する旨の回答を受け、具体的な協議を開始し、複数回協議を重ねてまいりました。その結果、両社の資本関係を深化することにより、更なる協力体制の構築が可能となり両社の企業価値の持続的な発展に繋げることができる、つまりは麻生グループの有する九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、対象者が中期経営計画の目標の一つとして掲げている国内公共事業の縮小を背景とした海外での新たな市場の開拓に向けた海外工事事業への進出や九州地区を中心に国内営業強化施策等の達成に向け、麻生グループによる情報提供やアドバイス、営業支援を受けること、また対象者の将来を担う若い従業員や技術者の人材育成において、教育人材関連事業で蓄積した麻生グループのノウハウを提供することにより、対象者従業員のスキルアップを通じ、仕事へのやりがいや達成感を得ることで満足度を高め、若い従業員や技術者の定着率をより高めることで、対象者の持続的な成長が見込めるとの判断に至りました。麻生グループにとっても、対象者が更なる成長をすることにより、収益力を拡大することに繋がることから、当社が対象者の株式の所有割合を高め、資本関係を深化させることが有益であるとの判断に至りました。

なお、本日現在、対象者には取締役8名、監査役3名がおり、うち取締役1名は当社の取締役を兼任していますが、当社は、本公開買付け後の役員の変更は予定していません。また、対象者の経営方針については、現状の対象者の経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、麻生グループによる対象者の海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援、従業員の人材育成に関するノウハウの提供を通じた企業価値向上に関する具体的な取り組みの合意に向け、今後対象者との協議・検討を行うことを予定しています。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式11,073,800株（株式所有割合26.01%）を所有しており、対象者が麻生及び当社の持分法適用関連会社となっている状況、並びに、対象者の社外取締役である麻生巖氏が、当社の取締役及び麻生の代表取締役社長を務めていること等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社、麻生及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参

照ください。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程について必要な法的助言を受けるとともに、法律意見書を取得しているとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成 27 年 3 月 30 日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全 8 名のうち、以下の理由により本公開買付けの審議及び決議に参加していない 1 名を除く取締役 7 名（うち 1 名は社外取締役）の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、社外取締役である麻生巖氏は当社の取締役及び麻生の代表取締役社長を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、両社の関係が深化することで、ビジネス機会創出も含めた多様なシナジー効果が生まれ、対象者における事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋げることができると考え、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言及び法律意見書を踏まえたうえで、平成 27 年 3 月 30 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であることから、対象者は、本公開買付け価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会には、対象者監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）全員が出席し、いずれも、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者は、本公開買付け価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

④ 当社における本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、34 営業日としております。このように、当社は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を提供するとともに、当社以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社と対象者とは、当社以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が当社以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の株券等の保有方針

本公開買付けを実施することにより、麻生グループが有するリソースを活用し、対象者の中期経営計画達成への支援を実現するために、当社が安定株主として長期保有する方針です。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、株式所有割合 10.10%に相当する対象者株式 4,297,952 株を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

なお、当社は、本公開買付けによって合計で株式所有割合 36.11%に相当する対象者株式 15,371,752 株の取得に至らない場合において、本公開買付けの終了後、当社が対象者の株券等を追加的に買い付けるか否かは現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定です。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を 4,297,952 株（株式所有割合 10.10%）として設定しており、本公開買付け成立後、当社が保有する対象者株式の数は最大で 15,371,752 株（株式所有割合 36.11%）であることから、対象者株式の上場は維持される見込みです。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名	称	日特建設株式会社	
② 所	在	地	東京都中央区銀座八丁目 14 番 14 号

③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 中森 保																				
④ 事業内容	土木建築業、鉱物資源の開発及び製錬加工並びに鉱産物の売買・輸出入業、土木建築を伴う測量及び地質調査業、土木建築に関するコンサルティング業、地域開発、都市開発及び環境整備に関する企画・調査・設計・管理、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理、土地の造成及び販売、住宅・建物の設計・建築・販売・賃貸及び管理、土木建築用機器及び資材の売買並びに賃貸借業、労働者派遣業等																				
⑤ 資本金	6,052,471 千円																				
⑥ 設立年月日	1947年12月17日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成26年9月30日現在)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社エーエヌホールディングス</td> <td>25.21%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>8.94%</td> </tr> <tr> <td>ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ オーディナリー アカUNT 107501(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)</td> <td>4.71%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行(信託口)</td> <td>4.56%</td> </tr> <tr> <td>日特建設株式会社</td> <td>3.03%</td> </tr> <tr> <td>日特建設社員持株会</td> <td>2.41%</td> </tr> <tr> <td>ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)</td> <td>1.43%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td>三井住友信託銀行株式会社</td> <td>1.14%</td> </tr> <tr> <td>バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジェイビーアールデイ アイエスジー エフイー—エイシー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>1.10%</td> </tr> </table>	株式会社エーエヌホールディングス	25.21%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8.94%	ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ オーディナリー アカUNT 107501(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4.71%	日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	4.56%	日特建設株式会社	3.03%	日特建設社員持株会	2.41%	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.43%	株式会社三井住友銀行	1.25%	三井住友信託銀行株式会社	1.14%	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジェイビーアールデイ アイエスジー エフイー—エイシー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.10%
株式会社エーエヌホールディングス	25.21%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8.94%																				
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ オーディナリー アカUNT 107501(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4.71%																				
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	4.56%																				
日特建設株式会社	3.03%																				
日特建設社員持株会	2.41%																				
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.43%																				
株式会社三井住友銀行	1.25%																				
三井住友信託銀行株式会社	1.14%																				
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジェイビーアールデイ アイエスジー エフイー—エイシー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.10%																				
⑧ 当社と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>当社は、対象者株式を 11,073,800 株（株式所有割合 26.01%）所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>当社は、対象者に対して取締役1名（麻生巖氏）を派遣しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>当社と対象者の間には、記載すべき重要な取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>	資本関係	当社は、対象者株式を 11,073,800 株（株式所有割合 26.01%）所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。	人的関係	当社は、対象者に対して取締役1名（麻生巖氏）を派遣しております。	取引関係	当社と対象者の間には、記載すべき重要な取引関係はありません。	関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。												
資本関係	当社は、対象者株式を 11,073,800 株（株式所有割合 26.01%）所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。																				
人的関係	当社は、対象者に対して取締役1名（麻生巖氏）を派遣しております。																				
取引関係	当社と対象者の間には、記載すべき重要な取引関係はありません。																				
関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。																				

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成27年3月30日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成27年4月1日（水曜日）

	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 27 年 4 月 1 日 (水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 4 月 1 日 (水曜日) から平成 27 年 5 月 22 日 (金曜日) まで (34 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 590 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、麻生及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及び DCF 分析の各手法を用いて対象者の価値評価分析を行い、当社は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から平成 27 年 3 月 27 日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価分析	: 518 円～527 円
類似企業比較分析	: 522 円～587 円
DCF 分析	: 520 円～758 円

市場株価分析では、平成 27 年 3 月 26 日を基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近 1 ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値 518 円 (小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近 3 ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値 527 円及び直近 6 ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値 526 円を基に、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を 518 円から 527 円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 522 円から 587 円までと分析しております。

DCF 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成

27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を520円から758円までと分析しております。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は上記の算定において、平成27年3月30日に対象者が公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されている平成27年3月期の通期業績予想の修正による影響を考慮したうえで、評価を行っております。「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」については、後記「4. その他」をご参照ください。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュエリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者が平成27年3月30日に公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」の記載内容を勘案した上で、最終的に平成27年3月30日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり590円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり590円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成27年3月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値492円に対して19.9%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1ヶ月間（平成27年3月2日から平成27年3月27日まで）の取引成立日の終値の単純平均値515円に対して14.6%、過去3ヶ月間（平成26年12月29日から平成27年3月27日まで）の取引成立日の終値の単純平均値527円に対して12.0%及び過去6ヶ月間（平成26年9月29日から平成27年3月27日まで）の取引成立日の終値の単純平均値525円に対して12.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、当社は、平成25年11月15日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書記載のとおり、平成25年11月8日に市場外取引により、対象者株式10,000,000株を、対象者株主との交渉の結果、対象者株式1株当たり400円で取得しております。この際の取得価格は、当該対象者株主との交渉の結果、決定されたものです。本公開買付け価格（590円）と当該取得価格（400円）の間には190円の差異が生じております。これは、当該株式取得時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付け価格には対象者株主による本公開買付けへの応募を促すためのプレミアムが付されているためです。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

平成26年12月に当社からの打診以降、平成27年1月下旬より複数回協議を重ねた結果、麻生グループの九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、対象者の中期経営計画達成に向け、麻生グループによる海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、両社の関係を更に深化させることを目的として、平成27年3月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、麻生及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成27年3月27日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	: 518 円～527 円
類似企業比較分析	: 522 円～587 円
DCF 分析	: 520 円～758 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

前記「① 算定の基礎」欄に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者が平成27年3月30日に公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」の記載内容を勘案した上で、最終的に平成27年3月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり590円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

（注1）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の株式価値の算定は、平成27年3月27日までの上記情報を

反映したものであります。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,297,952 株	— 株	4,297,952 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,297,952株)以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,297,952株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	110,738 個	(買付け等前における株券等所有割合 26.01%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(予定)	153,717 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.11%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(予定)	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	423,200 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数4,297,952株に係る議決権の数42,979個に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」110,738個を加えた議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年2月9日に提出した第68期第3四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(43,919,291株)から、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された

平成 26 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数 (1,348,348 株) を控除した株式数 (42,570,943 株) に係る議決権の数 (425,709 個) を分母として計算しております。

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,535,791,680 円

(注 1) 本公開買付けにおける買付予定数 (4,297,952 株) に、1 株当たりの本公開買付価格 (590 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 |
| カブドットコム証券株式会社 (復代理人) | 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号 |

- ② 決済の開始日
平成 27 年 5 月 29 日 (金曜日)

- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

- ④ 株券等の返還方法
後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容
応募株券等の総数が買付予定数の上限 (4,297,952 株) 以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限 (4,297,952 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数

に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

令第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の 16 時 00 分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は速やかに前記「（8）決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合に、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の

2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成27年4月1日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、対象者における当社、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言及び法律意見書を踏まえたうえで、平成27年3月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨決議したとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることから、対象者は、本公開買付け価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正の公表

対象者は、平成27年3月30日に、東京証券取引所において「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」を公表したとのことです。対象者によれば、当該業績予想の修正は本公開買付けに関連して又は本公開買付けを意図して行われたものではなく、対象者は、同年1月30日に開示した「固定資産売却方針の決定に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」の開示時点では未定であった固定資産の譲渡価額が決定し、減損損失として特別損失に計上する額が修正される見込みとなったことから改めて業績予想の修正を行ったものであり、当該業績予想の修正は本公開買付けとは無関係であるとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容であり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

平成27年3月期通期連結業績予想値の修正（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭
前回発表予想 (A)	58,300	3,350	3,050	650	15.26
今回発表予想 (B)	58,300	3,350	3,050	1,187	27.87
増減額 (B-A)	0	0	0	537	—
増減率 (%)	0.0	0.0	0.0	82.6	—
(ご参考) 前回実績 (平成26年3月期)	57,264	3,035	2,904	1,663	39.06

平成 27 年 3 月期通期個別業績予想値の修正（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり当 期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭
前回発表予想 (A)	58,000	3,300	3,200	750	17.61
今回発表予想 (B)	58,000	3,300	3,200	1,287	30.22
増減額 (B-A)	0	0	0	537	—
増減率 (%)	0.0	0.0	0.0	71.6	—
(ご参考) 前回実績 (平成 26 年 3 月期)	56,969	2,972	2,842	1,627	38.21

② 平成27年3月期決算短信の公表（予定）

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の直近の事業年度（平成 27 年 3 月期）は平成 27 年 3 月 31 日の経過をもって終了しますが、対象者は、公開買付期間内である平成 27 年 5 月 8 日（金）に平成 27 年 3 月期決算短信を公表する予定とのことです。

以 上